

社会福祉法人さくらんぼ共生会 放課後等デイサービス事業ころころ遊園
重要事項説明書（令和元年10月版）

様に対する放課後等デイサービス提供にあたり、厚生労働省令に基づいて、
当事業者が 様に説明すべき事項は次のとおりです。

1、経営事業者の概要

名 称	社会福祉法人 さくらんぼ共生会
所 在 地	山形県寒河江市南町3-3-31
電 話 番 号	Tel 0237-86-0160 Fax 0237-86-0160
代 表 者 氏 名	理事長 高橋 一重
設 立 年 月 日	平成12年7月3日

2、ご利用施設

施設の種類	放課後等デイサービス事業・平成24年4月1日指定
施設の目的	就学中の心身障がい児を対象に、生活能力の向上、社会との交流を本旨とし、活動の場を通して、身辺処理能力と集団生活適応能力などを支援し、一人ひとりの成長発達を育成することを目的とする。
施設の名称	社会福祉法人さくらんぼ共生会 放課後等デイサービス事業 ころころ遊園
施設の所在地	山形県寒河江市南町3-3-31
電話番号	Tel 0237-86-0160 Fax 0237-86-0160
代表者氏名	園長 木村久夫
支援目標	(1) みんなとなかよく活動できるようになる (2) 自分でできることをふやしていこう (3) じょうぶな体をつくって いろいろ体験しよう
開設年月日	平成24年4月1日
利用定員	10名

3、施設の概要

食 堂	1 室	
プレイルーム	1 室	主に使用
静養室	1 室	主に使用
更衣室	2 室	男女別
医務室	1 室	
相談室	1 室	
会議室	1 室	
事務室	1 室	主に使用
便所	1 室	
身障者用便所	2 室	
訓練室及び遊戯室	1 室	
給湯室	1 室	
書庫	1 室	倉庫兼

4、職員配置・勤務体制・職務内容

職 種	員数	勤務体制	職務内容
施設長	1 名	8 : 30～17 : 15	施設管理業務及び児童発達支援管理
児童発達支援管理責任者	1 名	8 : 30～17 : 15	個別支援計画等
保育士	4 名	8 : 30～17 : 15	療育支援等
嘱託 医師	1 名		健康管理等

5、施設サービスの概要

- (1) 開所日及び支援時間 月～金 9時30分～17時00分（原則）
 ※事情により8時30分から17時45分の間での利用も可能。

(2) 日 課

13:00	登 園	身辺整理 排泄指導
～		連絡帳確認
15:30		活動発表 準備
16:00	おやつ	片付け手洗い
	主な活動	集団活動 個別指導 排泄指導
17:00	終りの会 降 園	片付け手洗い

(3) 親子共育相談・活動会

①ねらい 心身に障害のある児童とその親を対象に、共に育つことをねらいにスーパーバイザーの講師と共に親子で楽しい活動を行なう。

②講師 石井玲子先生（上山病院） 浅倉次男先生（臨床心理士）

③年間計画 年10回

- 石井玲子先生相談日・・・5月・7月・9月・11月・1月・3月
- 浅倉次男先生相談日・・・6月・8月・10月・2月
- その他の相談日・・・年1回程度

(4) 活動支援の主な内容

○「ことばに関する支援（言語・社会・自然）」

うた 絵本 紙芝居 絵あわせカード お話あそび 玉さし ひも通し
文字サイコロ パズル モノブロック 飼育 栽培 調理あそび

○「手先感覚に関する支援（絵画・製作）」

自由画 粘土 マジックボード 色紙 クレヨン スタンプ 絵の具
紙細工 おやつ作り 玉さし ひも通し

○「運動機能を促す支援（音楽リズム・健康）」

うた 手あそび 楽器 毛布ブランコ 散歩 乗り物

(5) 支援内容

① 身の自立

- ・ 食事、排泄、衣服の着脱、手洗いなどの基本的な生活習慣の形成を図る。
- ・ 身辺処理は、家庭と園の相互的な指導による効果をめざし、家庭との協力と連携を密にしてその能力を高めていく。
- ・ 日常生活習慣の支援を通して、健康増進と衛生的な生活習慣を身につける。

② 社会性の発達

- ・ 子どもたち同士のふれあいを通し、集団参加と協調性を育てる。

③ 運動機能と感覚機能を高める

- ・ ムーブメント援助プログラムを通して、自発的に遊び楽しみながら、機能を高める。
- ・ 生活習慣の支援を通して、体の基本的な動きを身につける。
- ・ 子どもの好きなうたやリズムを取り入れ、微細運動・粗大運動で体をいっぱい動かす。
- ・ 指先遊びや歩行を通して、運動・感覚機能を高める。

④ ことばの支援

- ・ 遊びを通してことばを習得する機会を多くし、発声・発語により意思の表現ができるように促す。

⑤ 情緒の安定

- ・ 情緒の安定を図るため、楽しく遊べる雰囲気づくりや環境づくりに努める。

(6) 通所給付費の対象となるサービス

① 医療及び健康管理

I、施設内での服薬支援

II、通院と治療

- ・ 施設管理時間内での事故により、医療機関に通院又は入院し、治療を受けた場合の当該医療機関に支払うべき医療費の利用者自己負担分は事業者が支払^{しはら}います。
- ・ 施設管理時間とは
送迎バス利用者の場合、登園時のバス乗車時から降園時のバス降車時まで、自主登園者の場合は、登園時に施設の敷地に入った時から降園時に施設の敷地を出る時までを言います。

Ⅲ、協力医療機関等

○医療法人ゆうし会 南さがえ病院

住所 寒河江市大字島字島東 87-2 電話 0237—85—6611

○嘱託医師氏名 中西圭吉

②活動の支援

上記 (4) (5) に記載した支援が対象です。

③相談支援

利用者・家族よりの相談に応じ、支援を行います。

(7) 通所給付費の対象外のサービス

下記のサービスについては、通所給付費の対象とならないため、下記のサービスの提供を希望される場合には、別紙による所定の料金を支払っていただきます。所定の料金は、経済状況の著しい変化やその他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更する場合があります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について通知し、説明します。

①給食費

普通食^{ふつうしょくぎいひ}材^{えん}費^{えん} 500円、児童食^{じどうしょくぎいひ}材^{えん}費^{えん} 400円

②支援費から支給されない日常生活の諸費用実費

③特別な娯楽費用実費

④個人的に特に必要とされる費用実費

⑤その他適当と思われる費用実費

6、利用料

(1) お支払いいただく利用料はつぎのとおりです。

① 通所給付費支給対象サービス利用料金利用者負担分

・提供^{ていきょう}した障害者福祉^{しょうがいしゃふくし}サービスの費用^{きーびす ひよう}の^{いちわり}割^り(ただし市町村^{しちやうそん}が定める^{さだめる}月額負担^{げつがくふたん}上限額^{じやうげんがく}の範囲^{はんい}内)の額^{がく}

・利用日額 (授業終了後に行う場合)

サービス利用料金 6,210 円

通所給付費 5,589 円

利用者負担額 621 円

・利用日額 (休業日に行う場合)

サービス利用料金 7,420 円

通所給付費 6,678 円

利用者負担額 742 円

・その他の加算

- 送迎加算（片道） 540 円（利用者負担額 54 円、居宅等と事業所間）
欠席時対応加算 940 円（利用者負担額 94 円、1 か月 4 回まで算定）
福祉専門職員配置等加算 60 円（利用者負担金 6 円、常勤の 75%以上）
児童指導員等加配加算 I 2,090 円（利用者負担額 209 円、必要な員数に
加え 1 人以上配置）
福祉・介護職員処遇改善加算：所定単位に加算率 3.3%を乗じた額
（加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っている）
利用者負担上限額管理加算 1,500 円（利用者負担額 150 円、1 か月に
つき算定）

- ② 法定代理受領を行わない場合の利用者負担額は告示上の額。
③ 通所給付費支給対象外サービス利用料

(2) 利用料の支払方法（契約書第 11 条参照）

上記①～③の利用料は、1 ヶ月ごとに計算し、請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

- ① 現金支払
② 下記の指定口座への振込み
山形銀行寒河江支店 普通預金
口座名義 さくらんぼ共生園 園長 木村久夫
口座番号 0696846
③ 金融機関口座からの自動引き落とし

7、通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は寒河江市、河北町、大江町、朝日町、西川町、中山町とする。

8、苦情申し立て先について

さくらんぼ共生園	苦情受付担当者	支援主任：木村ルミ子
	苦情解決責任者	園長：木村久夫
	申し立て時間	10：00～15：00（土・日・祝日を除く）
	申し立て方法	設置してある苦情受付箱を利用
	連絡先（住所）	寒河江市南町 3-3-31
	（TEL）	0237-86-0160

さくらんぼ共生会 第三者委員	大熊幸夫氏	寒河江市大字柴橋 675-2 TEL 0237-84-4570
	平間みゆき氏	川西町大字下小松 2045-20 TEL 0238-42-5158
	柴田弘好氏	寒河江市緑町 58 TEL 0237-86-6140
その他の申立先	山形県社会福祉協議会運営適正化委員会・障がい者 110 番 山形市小白川町二丁目 3-31 TEL 023-626-1755	
	寒河江市健康福祉課 TEL 0237-83-3200 河北町健康福祉課 TEL 0237-73-2111 大江町健康福祉課 TEL 0237-62-2114 朝日町健康福祉課 TEL 0237-67-2116 西川町健康福祉課 TEL 0237-74-2111 中山町健康福祉課 TEL 023-662-2673 ※上記以外については、お住まいの市町村の福祉担当課まで お願いします	

9、事故・災害時の対策

事故・災害時の対応	別途定める事故・災害発生時の処理要領により、対応します。
平常時の訓練	別途定める「さくらんぼ共生園消防計画」にのっとり年5回、避難・防災訓練を利用者の方も参加し実施します。
防災訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知器 あり ・誘導灯 あり ・ガス漏れ報知器 あり ・非常用電源 あり ・非常通報装置 あり ・消火器 あり
消防計画等	年度始めに消防署に届け、年1回立ち会いのもとに訓練を実施

10、当施設ご利用の際に留意いただく事項

時間内の外出	利用児童の安全配慮の面から、個人的な外出は認めません。ただし、やむを得ない事情等により早退をしなければならない場合はこの限りではありません。その場合の利用児童の送迎は、原則として家族によるものといたします。
嘱託医師以外の医療機関への受診	より専門科への受診が必要と判断された場合は、状況によっては、家族により対応していただくことがあります。
貴重品の管理	貴重品は、利用児童及び家族の責任において管理していただきます。

動物飼育	基本的にペットの持ち込みはお断りします。
------	----------------------

11、虐待防止について

事業所は、利用児童等の人権の擁護、虐待の防止のため責任者を選定し、成年後見制度を活用した権利擁護を推進する。また苦情処理体制の整備及び自治体における虐待防止に関する相談窓口の周知を行う。その他必要な体制の整備を行うとともに、従事者にたいし研修を実施する等の措置を講じるものとする。